

平成30年度第2回国民健康保険運営協議会

1 開催日時 平成31年2月8日(金)午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 庁舎4階会議室S4

3 出席者

(委員)

佐久間会長、森下委員、高橋委員、佐藤委員、杉田委員、高須委員、高梨委員、
田中委員、

(欠席者)

高木委員、原口委員

(事務局)

内田市長

健康こども部 岡本部長、大塚次長

国保年金課 町山課長、築地課長補佐、柿島係長、泉澤係長

4 議 題

(1) 会長及び会長代理の選任について

(2) 浦安市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)

(3) 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算について

(4) 平成31年度国民健康保険特別会計予算について

(5) 浦安市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の
取り扱い要領の改正について

5 議事の概要

(1) 会長及び会長代理の選任について、推薦により選任された。

(2) 浦安市国民健康保険税条例の一部改正について、説明し、質疑を行った。

(3) 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算について、12月補正予算の
報告及び3月補正案の説明し、質疑を行った。

(4) 平成31年度国民健康保険特別会計予算について、説明し、質疑を行っ
た。

(5) 浦安市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の
取り扱い要領の改正について

6 傍聴

傍聴者： 1名

7 会議経過

(1) 会長及び会長代理の選任について

推薦により、会長が自治会連合会代表の佐久間氏、会長代理が民生委員代表の森下氏が選任された。

以下、事務局から議事に基づき、順に説明を行った。

(2) 浦安市国民健康保険税条例の一部改正(報告)

- ・委員 高齢者が年々多くなり、それに対する医療費が増加し、若い人が少なくなる中、保険税は近隣より低いとはいえ、当然ながら毎年高くなる構造のような気がする。いつになったらこの構造が変えられるのか。何が改善なのか考えると、1つは医療費なのではと考える。健康であればよいが、医者にかかると継続してかかることになり、医者から薬をもらうとなかなか断れないということもある。何か改善していかないといけないのでは。

また、57,800円というのは、平均値なのか。

- ・事務局 所得割は、所得が皆さん違うので、そこで何パーセントというので変わってくるのですが、57,800円から61,800円に変わる部分は、一人に対して年額いくらというのと、一世帯に対して年額いくらというのを合わせた額なので、皆さん同じです。世帯の構成する数で均等割、平等割のところは変わってきます。

制度のところは、少子高齢化なので、その辺の構造が変わってこないと国保に加入する方は低所得の方が増えるので、すぐに改善することは難しいです。

薬の問題は、できるだけ重複してもらえないよう、医療費削減のこともありまして、色々と指導等は取り組んでいるところです。

あと、保険者の立場で健康寿命の延伸ということもありますので、医療費を削減するためには、皆さんに健康になっていただいといるところもありますので、その辺は今後取り組んでいきたいと考えています。

- ・議 長 すべてにおいて人口減で、マイナスの面も出てきており、将来厳しくなると予測される中、これをどうするかということは大変なことです。

厚生年金にしても支給される年齢が上がり、国民健康保険も、保険税が上がると、収入は増えないので負担が大きくなる。医療費の問題も、各市町村が考えて、いかに高齢者が健康になるか、それで医療費を削減する策を設けないと、今のままでは自宅に入りっぱなしでは病気になりがちですから、表に出て色々な人に出て情報を得て活動するというような形にもっていかないと、なかなか医療費の減は考えられない。我々も、なるべく市の老人会や自治会に入るなど、色々な面で市のバックアップをしていきたいと思っていますので、皆さん御協力お願いします。

- ・委 員 この協議会で、できる範囲で、何ができるかこれから考えていきたい。

(3) 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算

(4) 平成31年度国民健康保険特別会計予算

- ・委 員 平成31年度予算が減ったのは、被保険者数の減ということか。

・事務局 そのとおりです。

- ・委 員 被保険者数の減というのは亡くなられた方と、なんらかの理由でやめられた方より新しく入ってくる人の方が少なかったということか。

・事務局 75歳になると後期高齢者医療制度へ移行します。また、被用者保険の加入要件が緩和されたため、国保に入っていた方が被用者保険の方にぬけていく方もいまして、それを差し引きするとぬける方が多かったという状況です。

(5) 浦安市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取り扱い要領の改正について

- ・委 員 被用者保険の被保険者（夫）が75歳になると後期高齢者医療制度に移行し、妻は国保に入るが、被用者保険の被扶養者だった妻が先

に75歳になり、後期高齢者医療制度に加入すると、被用者保険の被保険者（夫）も国保になるのか。

- ・事務局 後期高齢者医療制度では、被用者保険の被扶養者であった奥様が年上で、先に75歳になると、強制的に後期高齢者医療制度に加入することになり、これまで保険料負担がなかった方に保険料がかかることから、被扶養者の保険料を軽減する措置があります。国民健康保険では、被用者保険の被保険者（御主人）が先に75歳になり、後期高齢者医療制度に加入すると、これまで被用者保険の被扶養者であった奥様が国民健康保険に加入することになり、国民健康保険税の負担が生じることから、後期高齢者医療保険制度と類似の保険料軽減措置を実施しています。その、制度改正になります。

(6) その他

- ・委員 国民健康保険の制度は、相互扶助の制度ということで運営されているが、今年の消費税の増税によって、国庫負担金が国民健康保険に対して多くなるというような話はないのか。
- ・事務局 国民健康保険への公費投入につきましては、現状のとおりです。今回の消費税2%の増分は、どちらかということ子育て世帯に対する支援が多いです。3歳から5歳の幼稚園や保育園の授業料の無料化などを中心に予算措置されています。

以上を持ちまして、本日の会議は終了といたします。

平成31年2月8日

浦安市国民健康保険運営協議会

会長

佐久間清